

鞍手町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録申込書（新規・更新）

私は、鞍手町空家情報登録制度設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、次に掲げる全ての事項に誓約し、同意し、及び確認した上で、同要綱第4条第1項の規定により添付書類を添えて空家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 物件の契約交渉等に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行います。
- 2 物件の情報提供、契約交渉等について、仲介事業者を利用する場合、鞍手町空家バンク登録カードに記載した仲介事業者を代理人として定め、物件の情報提供及び契約交渉等に関する権限について委任することに同意します。
- 3 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録申込書及び鞍手町空家バンク登録カードの記載内容に間違いはありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 登録に当たり、鞍手町が物件の現況等を調査（写真撮影を含む。）することに同意します。
- 6 登録情報について、鞍手町公式ホームページ等で情報公開することに同意します。
- 7 個人情報の取扱いについて、登録申請物件及び所有者の確認のため、鞍手町が町の税情報、登記所の不動産登記情報その他必要情報について使用することを認めます。
- 8 この制度で得た利用希望者の個人情報等については、制度の利用目的に沿ってのみ利用するものとし、他へは一切公表しません。

○添付書類

- 1 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録カード（様式第2号）
- 2 農地情報が確認できる書類（例：固定資産名寄帳、課税通知書など）の写し ※該当する方のみ

《注意事項》

- 1 未登記及び所有権名義人以外の方が交渉を行う物件について、紹介を行う場合があります。
- 2 鞍手町は、情報の公開や連絡の調整を行いますが、不動産事業者等が行うような売買・賃貸契約に関する仲介行為は行いません。売買・賃貸に関する交渉・契約は、所有者等及び利用希望者の双方の責任において行ってください。
- 3 契約に関する紛争が生じた場合は、所有者等及び利用希望者の双方の責任において解決してください。
- 4 売買契約又は賃貸契約に関する紛争及び損害について、町は一切責任を負いません。
- 5 鞍手町個人情報保護条例及び鞍手町個人情報保護条例施行規則に基づき、この申込みに伴い保有した個人情報は、空家バンク事業の目的以外には利用いたしません。